

児童虐待重症事例等検証結果報告書（概要）

奈良県子どもを虐待から守る審議会（児童虐待重症事例等検証部会）

事例概要

平成30年9月18日、B市在住の当時8歳男児（以下「本児」という。）が、自宅において左側頭骨陥没骨折による左硬膜外血腫により死亡するという事案が発生。警察は、同年9月19日、事件前日に本児の左側頭部を右手で殴打した実父を、本児への傷害致死容疑で逮捕。実父は同年10月10日に傷害致死罪で起訴された。平成31年1月18日に初公判が開かれ、同年1月23日に実父に対して、懲役3年執行猶予5年の判決がなされた。

本事案は、事件発生前までに、児童虐待通告歴のほか、市町村の児童福祉担当課等の関係機関による関与がなかった事案である。

● 検証の目的

重篤な事例の再発防止を図る今後の児童虐待防止対策の検討のために実施。

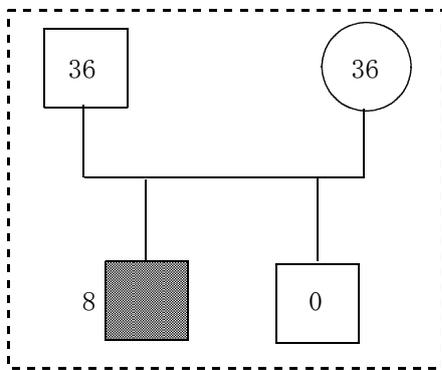
● 検証部会による検証状況

- ・ 関係機関への調査／対象：A児童相談所、B市関係課
- ・ 部会の開催／計3回（令和元年8月27日、令和元年12月2日、令和2年7月31日）
- ・ 委員（5名）／才村純（部会長／東京通信大学人間福祉学部教授）、佐藤拓代（公益社団法人母子保健推進会議会長）、上田庄一（元 東大阪大学・短期大学部幼児研究学科教授）、加藤曜子（流通科学大学人間社会学部人間健康学科教授）、西田尚造（弁護士）

● 検証報告の内容

◇事例の経過と検討すべき課題

〔家族構成〕



〔経過〕（事件発生後）

- ・ 本児が死亡
- ↓
- ・ 児童虐待通告受理（A児童相談所）
- ↓
- ・ 本児への傷害致死容疑で実父が逮捕
- ↓
- ・ B市からA児童相談所への送致
- ↓
- ・ 本児への傷害致死容疑で実父に判決（懲役3年 執行猶予5年）
- ↓
- ・ A児童相談所からB市への送致

〔事例から検討すべき課題〕

- ①「しつけを理由とした体罰等の防止」と「体罰によらないしつけ方」に関する「啓発」のあり方
- ②妊産婦や乳幼児がいる家庭への支援のあり方
- ③関係機関や地域での子育て家庭へのアプローチと関係づくりのあり方
- ④死亡事例発生後の支援のあり方

◇再発防止に向けた提言

○暴力や暴言によらないしつけ・子育てに関する「啓発」と、「子育て支援講座」の推進（①）

「しつけを理由とした体罰」は、子どもの成長や親子関係に悪影響を与え、子どもへの権利侵害・虐待と見なされる行為であることを広く周知するとともに、児童虐待の未然防止の観点から、暴力や暴言によらないしつけの方法や子どもの発達や利用できるサービス等に関して学ぶ機会を設け、積極的に子育て家庭への支援を推進すること。

○「妊産婦/乳幼児がいる子育て家庭」への積極的な「調査・アセスメント・アプローチ・関係づくり」の実施（②）

妊産婦や乳幼児がいる子育て家庭は、家族関係や生活環境が大きく変化し、子育てにおける父母間の役割変容や、育児負担感や不安感等が高まりやすいことから虐待リスクが高まる可能性があること。その認識のもと、保護者からの相談ニーズがなくとも、必要に応じて家庭状況の把握やアセスメントを実施し、アウトリーチ的なアプローチを積極的に行いながら関係作りを図り、子育て相談のニーズの掘り起こしを行うこと。

○地域における子育て家庭の「居場所づくり」と「関係づくり」に繋げる子育て支援事業の充実と子育て世代包括支援センター、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置推進（③）

子育て家庭が地域において子育てを行うにあたり、保護者同士の「つながり」や周囲からの「支え」を感じながら、孤立感を抱くことなく安心した子育てができるよう、地域における居場所づくりや相談支援に関する事業・サービスの充実を図ること。また地域における切れ目のない子育て支援を実施していくために、子育て世代包括支援センター、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置推進を図ること。

○死亡事例発生後の長期的支援の実施と、加害者支援や心理的ケアができる専門職員の育成・事業の導入（④）

死亡事例発生により残された子どもや保護者の未整理な気持ちに寄り添うために長期的な支援を実施するとともに、児童相談所等が加害者支援や子ども・保護者への心理的ケアができるよう専門職員の育成と事業の導入を検討すること。